

入札公告

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条の規定により、次のとおり一般競争入札を実施する。

令和 5 年 3 月 13 日

京都府営水道事務所長 瀬野 加津人

1 入札に付する事項

(1) 委託業務の内容

京都府営水道事務所乙訓浄水場における浄水汚泥（脱水）のリサイクル活用を図るための収集・運搬

予定数量 浄水汚泥（脱水） 340トン

(2) 契約期間

契約締結日から令和 6 年 3 月 31 日まで

(3) 業務の仕様等

仕様書のとおり

(4) 搬出事業場

京都府営水道事務所乙訓浄水場

京都市西京区御陵大原 11 の 6

(5) 搬入事業場

京都府営水道事務所木津浄水場

木津川市吐師医王寺

2 契約条項を示す場所等

(1) 契約条項を示す場所、入札説明書、仕様書及び一般競争入札参加資格確認申請書（以下「確認申請書」という。）の交付場所並びに契約及び入札に関する事務を担当する組織の名称、所在地等

〒611-0021 宇治市宇治下居 64

京都府営水道事務所総務企画課

電話番号 (0774)24-1522

ファクシミリ番号 (0774)24-1549

(2) 入札説明書、仕様書及び確認申請書の交付期間等

ア 交付期間

令和 5 年 3 月 13 日（月）から令和 5 年 3 月 22 日（水）まで

イ 入手方法

原則として、アの期間に京都府営水道事務所ホームページからダウンロードすること。やむを得ず窓口交付を希望する場合は、アの期間（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）の午前9時から午後5時までの間（正午から午後1時までを除く。）に(1)の場所に問い合わせの上、入手すること。

3 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加を希望する者は、次に掲げる条件を全て満たさなければならない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 4で定める一般競争入札参加資格確認申請書（以下「確認申請書」という。）の提出期間の最終日から開札日までの期間において、京都府の指名停止とされていない者であること。
- (3) 令和4・5・6年度「物品又は役務の調達に係る競争入札参加資格者名簿」の次の業務種目に登録され、競争入札参加者の資格を得ている者であること。
大分類「廃棄物処理」－ 小分類「産業廃棄物収集運搬」
- (4) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の規定による京都府の産業廃棄物収集運搬業の許可（事業範囲に汚泥が含まれているものに限る。）を受けている者であること。
- (5) 京都府内に本店又は取引を希望する営業所等が所在する者であること。

4 入札参加資格の確認手続

入札に参加を希望する者は、入札説明書において示す確認申請書及び一般競争入札参加資格確認資料（以下「申請書等」という。）を次のとおり提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

また、提出した申請書等に関し、契約担当者から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

- (1) 提出期間
2の(2)のアに同じ。
- (2) 提出場所
2の(1)に同じ。
- (3) 提出方法
 - ア 持参により提出する場合
提出期間（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）中の午前9時から午後4時までの間（正午から午後1時までを除く。）に提出すること。
 - イ 郵送により提出する場合
書留郵便等の配達記録が残る方法を利用し、提出期間内に2の(1)の場所に必着させること。
- (4) 確認通知
入札参加資格の確認結果については、別途通知する。
- (5) その他

申請書等の作成等に要する経費は、提出者の負担とし、提出された書類は返却しない。

5 入札手続等

(1) 入札及び開札の日時、場所

ア 日時

令和5年4月5日（水）午後1時30分

イ 場所

京都府営水道事務所会議室

宇治市宇治下居 64

(2) 入札の方法

ア 入札に参加する者は、入札書を持参により提出することとし、郵送又は電送による提出は認めない。

イ 契約の締結は、単価契約により行うので、入札に当たっては、単位重量当たりの収集運搬費の単価を設定することを条件とする。

ウ 落札の決定は、イによる単価に基づいて算定された契約期間に係る予定数量の総額の比較によって行う。

オ 再度入札については、入札説明書において指定する。

(3) 入札書に記載する金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(4) 入札者は、いったん入札書を提出した後は、開札の前後を問わず、書換え、引換え、変更、取消し又は撤回をすることができない。

(5) 入札者が連合し、又は不穏な行動をする等の場合において、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるときは、この入札を延期し、又はこれを取り止めることがある。

(6) 入札者は、仕様書等を熟知の上、入札しなければならない。なお、入札後、仕様書等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

(7) 開札

開札は、(1)のアの日時及びイの場所において、入札者又はその代理人を立ち合わせて行う。ただし、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行うものとし、同価入札となった際は、この入札事務に関係のない職員が代理でくじを引くものとする。

(8) 入札の辞退

入札に参加することができない事情がある場合には、入札書を提出するまでは入札を辞退することができる。この場合、入札を辞退する旨を記載した入札辞退届を2の(1)の場所へ提出すること。

なお、正当な理由なく入札を辞退した場合は、指名停止措置を行うことがある。

(9) 入札の無効

次のいずれかに該当する場合は、入札を無効とする。なお、無効な入札をした者は、再度の入札に加わることはできない。

ア 3に掲げる入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札

イ 申請書等を提出しなかった者のした入札

ウ 申請書等に虚偽の記載をした者のした入札

エ 委任状を提出しない代理人による入札

オ 同じ入札に2以上の入札（他人の代理人としての入札を含む。）をした者のした入札

カ 入札参加資格の確認後、指名停止措置を受けて開札時点において指名停止期間中である者等、開札時点において入札に参加する資格のない者のした入札

キ 金額、名称若しくは商号、印鑑若しくは重要な文字の誤脱若しくは不明な入札書又は金額を訂正した入札書で入札した者の行った入札

ク 入札に関し、不正の利益を得るための連合その他の不正行為をした者又はその疑いのある者のした入札

ケ 入札関係職員の指示に従わない等入札会場の秩序を乱した者の行った入札

コ その他入札に関する条件に違反した者の行った入札

(10) 落札者の決定方法

ア 京都府公営企業会計規程（昭和47年京都府公営企業管理規程第9号）第112号の規定により例によることとされる京都府会計規則（昭和52年京都府規則第6号。以下「規則」という。）第145条の規定による予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき価格の入札をした者が2者以上あるときはくじにより落札者を決定するものとする。

イ 落札者が決定通知のあった日から7日以内に契約を締結しないときは、落札者は当該契約の相手方となる資格を失うものとする。

6 契約の手續において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

7 入札保証金

免除する。

8 違約金

落札者が契約を締結しないときは、落札金額の100分の5相当額の違約金を徴収する。

9 契約保証金

落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を、契約締結と同時に納入しなければならない。ただし、銀行その他契約担当者が確実と認める金融機関（以下「銀行等」という。）が振り出し、若しくは支払保証をした小切手又は銀行等の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、規則第159条第2項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

10 契約書の作成の要否
要する。

11 契約の解除予約及び損害賠償請求
京都府は、談合等不正行為が行われた場合、契約者に対し契約解除及び損害賠償の請求をすることができる。

12 支払条件
契約の履行の完了を確認した後、契約代金を支払うものとする。

13 その他
(1) 前各項に定めるもののほか、規則の定めるところによる。
(2) 詳細は、入札説明書による。